

<目次>

- 【1】ビジネスニュース速報
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成、労務、知的財産、再生・承継等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

【1】ビジネスニュース速報

このコーナーは、日々の業務や様々なニュースソースから、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2021年11月11日（木）16時～17時】

『60分早わかり 問題社員対応セミナー

～「会社のせい」にされないためのメンタルヘルス不調社員への最新対策～

【ハラスメント防止法施行対応版】』

をオンラインで開催します（担当：弁護士伊山正和）

- ✓メンタル不調を訴える社員の処遇・対応方法を検討したい
- ✓ハラスメント申告への対応についての最新の法的留意点を知りたい
- ✓休職・復職を繰り返す社員対策としての適切な進め方を知りたい
- ✓弁護士に問題社員対策を相談するうえでのメリットを知りたい

<https://kyotosogo-law.com/post-3983/>

【2021年12月9日（木）16時～17時】

『運輸・運送業が抑えておくべき労務管理（残業代請求対策編）』

をオンラインで開催します（担当：弁護士伊山正和）。

<https://kyotosogo-law.com/post-4004/>

- ✓ドライバーの労働時間管理で留意すべき点を知りたい
- ✓適切な労働環境を整備するうえでの対策を知りたい
- ✓残業代請求をされた場合の対応方法を知りたい
- ✓弁護士に残業代請求に関する相談をするうえでのメリットを知りたい

いずれも参加無料ですので、お見逃しなく！

お申込みは下記 URL から承ります。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

◆労務◆

【人員削減・整理のポイント】

不況期に会社を守るための人材活用のあり方について、人員削減・整理に踏み出す前のポイントを弁護士伊山正和が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=581>

【育児・介護休業法】

『育児・介護休業法』の概要と 2022 年 4 月順次施行の『育児・介護休業法改正』で企業側の対応方法とポイントを弁護士伊山正和が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=568>

【団体交渉】

団体交渉の開催にあたり、会社側が開催条件に固執したために不当労働行為に当たるとされた裁判例について弁護士船岡亮太が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=557>

【退職勧奨】

退職勧奨を拒否した労働者に対してさらに退職を説得したために慰謝料が認められた裁判例について弁護士竹内まいが解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=544>

【パワハラ防止】

2022 年 4 月からは中小企業も義務化されるパワハラ防止について弁護士伊山正和が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=489>

【残業代】

残業代の消滅時効期間が 2 年から 3 年に延び、リスクが 1.5 倍になりました。

将来的には 5 年になりますので、リスクは 2.5 倍になります。

これから訪れる大残業代時代。皆様の備えは万全でしょうか。

労務に特化したチームが適切にサポートさせていただきます。

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

◆広告・販売規制◆

【景品表示法違反（高額な課徴金納付命令）】

2021年10月19日、「ご家庭の水道水がアルカリイオンの水素水に変身！洗剤を使わなくても大丈夫なお洗濯」、「部屋干しのイヤな臭いをスッキリ解消！」、「菌の抑制」及び「除菌試験により99%以上の抑制効果が確認されています。」等と表示し、対象となる商品を使用して洗濯すれば、洗濯用洗剤を使用して洗濯した場合と同程度に洗浄する効果、部屋干し臭の発生を防止する効果及び菌を99%以上除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた「洗たくマグちゃん」について、合理的な根拠が示されず、「※但し特定の菌に限る」及び「泥汚れやファンデーション、機械油などの汚れは別途洗剤を使って部分洗いをお願い致します。」との打消し表示は消費者の誤認を打ち消すものではないとして、3606万円の課徴金納付命令が発出されました。

本件は、既に措置命令が発出されていた事案ですので、課徴金納付命令が発出されることが想定されていた事案ですが、実際に発出されると金額も大きいですが、再度ニュースになってしまうというリスクもあります。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211019_01.pdf

【国民生活センターの動向】

国民生活センターが、「消費者トラブルメール箱」2020年度のまとめを公表しました。

概要は次のとおりです。

- ・2020年度に寄せられた情報の件数は12,081件で、2019年度の10,198件より約2000件増加した。
- ・「トラブルメール箱」によく寄せられる情報をまとめた「身近な消費者トラブル Q&A」へのアクセス件数は766,121件と、2019年度と比べ4割以上増加した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、マスク等の商品のほか、旅行やスポーツジム等のサービスに関する情報が多く寄せられた。
- ・インターネット通販、光回線等の通信サービスに関するトラブルの情報が、2019年度に引き続き多く寄せられた。
- ・消費者庁に、死亡・重篤事故等による通知を2件（死亡0件）、ヒヤリハットによる通知を92件行った。（追跡調査を実施し、表示や事業者の対応等が変更された事案）
- ・国産のりを使っているかのような原産国表示の韓国のり
⇒消費者が日本産と誤認するおそれがある旨を伝え、韓国産と分かるように表示が修正された。
- ・返金保証を受ける条件が分かりにくい広告サイト
⇒条件を消費者が認識できるよう表示の改善を依頼し、広告に返金時の必要事項が追記された。
- ・管理医療機器ではないのに体温計としての使用がうたわれた赤外線温度計測器
⇒医療目的と受け取れる広告表現の改善を求めたところ、当該表示は削除され「体温計ではない」旨の表示が追記された。

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20211021_1.pdf

国民生活センターの動きは消費者庁の措置命令等とも連動しますので、ご留意いただくと幸いです。

◆知的財産◆

【商標】

Q メルカリでハッシュタグ「#」（検索目印）を用いて類似の出品物を宣伝する行為が商標権の侵害に当た

るか。

A 大阪地裁が商標権の侵害と認め、表示の差し止めを命じる判決を出しました。

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/136540>

商標権や知的財産権は、「知的財産チーム」にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆事業承継・事業再生◆

【経営者保証ガイドライン】

金融庁が、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集（令和3年10月改訂版）を公表しました。

金融庁の狙いは、「金融機関等においてガイドラインの積極的な活用が促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考としていただくこと、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援等の一助にいただくこと」です。

- ・経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み
- ・事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み
- ・ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み
- ・事業承継時における二重徴求（新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求）の解消に向けた取組み等が紹介されています。

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211005.pdf>

事業承継や事業再生は、企業再建マネージャーにご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆不動産◆

【マンション管理】

国土交通省が、「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」を公表しました。

基本的な方針の概要は次のとおりです。

- ・マンションの管理の適正化に関する目標の設定に関する事項
- ・管理組合によるマンションの管理の適正化の推進に関する基本的な指針に関する事項（マンション管理計画認定制度の認定基準を含む。）
- ・マンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項
- ・マンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項など

https://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000208.html

【宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン】

国土交通省が、「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」を公表しました。

ポイントは次のとおりです。

①宅建業者の調査義務の程度

売主・貸主に対して過去に生じた人の死について告知書等に記載を求めることでOK

②告知義務の有無

<原則告知不要>

- ・取引の対象不動産で発生した自然死・日常生活の中での不慮の死（転倒事故、誤嚥など）
- ・概ね3年以上前の共用部分で発生した自然死・日常生活の中での不慮の死以外の死

<告知必要>

- ・買主・借主から事案の有無について問われた場合
- ・社会的影響が大きい事案

③告知の範囲

- ・事案の発生時期
- ・特殊清掃等の有無及び発覚時期
- ・場所及び死因

京都総合法律事務所は、不動産やマンションに関するご相談も多数承っております。
こちらからお申込みください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が**企業活動を総合的かつ多角的**にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで**全ての案件にベストな解決**をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても**月額料金は同じ**

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「**悪質クレームか否か**」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、**担当者相談窓口**を設置し、**マニュアル**もサポートします。

プラスプランでは、**クレーム直接対応**や**研修**もサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円～）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。

薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

基本：1広告あたり2万7500円（税込み）

※A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

代替表現のご提案：+2万7500円（税込み）

継続的なご依頼：月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

※A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役を設置する会社が年々増加しています。

会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの改訂が主な原因ですが、単に義務化されたからという理由だけで渋々設置するのはもったいないです。

社外取締役・社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

私達は、上場企業を含む約100社以上の会社及び団体と顧問契約を締結しており、日常的に企業活動の様々な経営判断に関与している経験を活かし、貢献したいと考えております。

課題や将来展望、お求めのスキルや注力分野、年齢層、ご予算等がありましたら、それらを踏まえて最適と考えられる弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】セミナー案内

【2021年11月11日（木）16時～17時】（担当：弁護士伊山正和）

『60分早わかり 問題社員対応セミナー ～「会社のせい」にされないためのメンタルヘルス不調社員への最新対策～ [ハラスメント防止法施行対応版]』

- ✓メンタル不調を訴える社員の処遇・対応方法を検討したい
- ✓ハラスメント申告への対応についての最新の法的留意点を知りたい
- ✓休職・復職を繰り返す社員対策としての適切な進め方を知りたい
- ✓弁護士に問題社員対策を相談するうえでのメリットを聞きたい

<https://kyotosogo-law.com/post-3983/>

【2021年12月9日（木）16時～17時】（担当：弁護士伊山正和）

『運輸・運送業が抑えておくべき労務管理（残業代請求対策編）』

<https://kyotosogo-law.com/post-4004/>

- ✓ドライバーの労働時間管理で留意すべき点を知りたい
- ✓適切な労働環境を整備するうえでの対策を知りたい
- ✓残業代請求をされた場合の対応方法を知りたい
- ✓弁護士に残業代請求に関する相談をするうえでのメリットを聞きたい

いずれも参加無料・オンライン・事前申込要です。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.11 を発行しました。

- また民法改正？ ～物権関係規定の改正～（弁護士船岡亮太）
- マンション標準管理規約が改正されました（弁護士前田宏樹）
- 残置物の処理等に関する条項の活用による単身高齢者の住まいの安定確保（弁護士高田沙織）
- 負動産はどうすれば？ ～相続土地国庫帰属法～（弁護士竹内まい）
- 前期講義を終えて（弁護士・弁理士拾井美香）

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2021年10月号、いかがでしたでしょうか？

阪神は…あと1勝、後1点、後1つのアウトの差が出ましたね。

期待させて裏切るところが阪神らしいのですが（苦笑）、ペナントレースが終わりましたので、日々一喜一憂せず、心穏やかに年末年始を迎えたいと思います。

F1 はいよいよクライマックス！マックス・フェルスタッペン選手とルイス・ハミルトン選手との熾烈なチャンピオン争いは激しさを増すばかりです。阪神への熱量をF1に振り替えてエールを送りたいと思います。

16戦トルコ GP 今季で撤退するホンダとファンに向けて、レッドブルとアルファタウリの2チーム4台のマシンに特別のカラーリングが施されました。白ベースに日の丸、「ありがとう」の文字まで入っています。中止となってしまった日本GP用の特別カラーリングをトルコで披露してくれました。それに応えたフェルスタッペン選手が見事な2位獲得。ハミルトン選手を8周目まで抑え込んだ角田裕毅選手の健闘も光りました。

17戦アメリカ GP バンピーな路面で知られるCOTA（Circuit of the Americas）。フェルスタッペン選手がハミルトン選手を1.333秒差で抑え込み、素晴らしいポール・トゥ・ウィン。300km以上走って1秒差という超僅差でした。そして、このレースでも角田選手の活躍が光り、F1公式サイトでも称賛を受けました。

チャンピオン争いはフェルスタッペン選手が12ポイントのリード。

11月はメキシコ、ブラジル、カタールと続きます。Keep Pushing the limits!

飲食店に対する制限が解除されましたが、新型コロナが消えたわけではありません。3密回避とマスクと手洗いはキープし、11月も楽しく過ごしましょう。それでは、皆様、また来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com